

取消・再認定例

認定基準年額 1,300,000円(認定基準月額 108,334円)の場合

例1 認定を継続できる場合

収入のあった月	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	計
収入額	110,000	100,000	150,000	100,000	150,000	100,000	90,000	90,000	90,000	100,000	100,000	100,000	1,280,000
H25.9.30までの旧基準	認定	認定	収入のあった日の翌日取消	取消	取消	取消	取消	収入のあった日の翌日認定	認定	認定	認定	認定	
H25.10.1からの新基準	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	

旧基準では、3か月平均により確認していたため、平成25年10月の収入により取消となった。
平成25年10月1日より基準を変更したことにより、3か月連続で認定基準月額(108,334円)

平成25年8月～平成26年7月の年間収入は認定基準年額(1,300,000円)未満であり、かつ、3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上の収入が続く状態はないので、引き続き認定を継続できる。

例2 認定が取消となり再認定できる場合

収入のあった月	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	計
収入額	110,000	107,000	110,000	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,267,000
H25.10.1からの新基準	認定	認定	認定	認定	認定	認定	収入のあった日の翌日取消	取消	取消	取消	収入のあった日の翌日認定	認定	

平成25年8月～平成25年10月の収入が3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上とはならない。
平成25年10月1日より基準を変更したことにより、認定を継続す

平成25年12月～平成26年2月の収入が3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上となったため、平成26年2月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日で認定取消となる。

平成26年4月～平成26年6月の収入が3か月連続で認定基準月額(108,334円)未満となったため、平成26年6月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日で再認定をすることができる。

例3 3か月連続で認定基準月額以上とならないが年収が認定基準年額以上となった場合

収入のあった月	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	計
収入額	100,000	120,000	100,000	110,000	100,000	150,000	120,000	100,000	110,000	100,000	100,000	100,000	1,310,000
収入額累計	100,000	220,000	320,000	430,000	530,000	680,000	800,000	900,000	1,010,000	1,110,000	1,210,000	1,310,000	
H25.10.1からの新基準	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	収入のあった日の翌日取消



平成25年8月～平成26年7月の間で、3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上とならなかったが、平成26年7月の収入により認定基準年額(1,300,000円)以上となったため、平成26年7月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日で認定取消となる。

認定基準年額(1,300,000円)以上となったため認定取消となった場合は、取消した翌月から前1年間の年収を月々確認する。

前1年間の年収が認定基準年額(1,300,000円)未満となり、かつ、3か月連続で認定基準月額(108,334円)未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日に再認定をすることができる。

収入のあった月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月	計
収入額	120,000	100,000	110,000	100,000	150,000	120,000	100,000	110,000	100,000	100,000	100,000	80,000	1,290,000
収入額累計	120,000	220,000	330,000	430,000	580,000	700,000	800,000	910,000	1,010,000	1,110,000	1,210,000	1,290,000	
H25.10.1からの新基準	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	収入のあった日の翌日取消	収入のあった日の翌日認定	

平成25年8月～平成26年7月の1年間で、年収が認定基準年額(1,300,000円)以上となり平成26年7月に認定取消となったため、平成26年8月の前1年間の年収を確認する。平成25年9月～平成26年8月の1年間では年収が認定基準年額(1,300,000円)未満となり、かつ、3か月連続で認定基準月額(108,334円)未満となるので、平成26年8月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日に再認定をすることができる。

※平成25年9月～平成26年8月の1年間で年収が認定基準年額(1,300,000円)未満とならなかった場合は、平成25年10月～平成26年9月、平成25年11月～平成26年10月と順次確認し、年収が認定基準年額(1,300,000円)未満となり、かつ、3か月連続で認定基準月額(108,334円)未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日に再認定をすることができる。